

公共工事における総合評価方式活用検討委員会（第9回） 議事要旨

1. 日時：平成18年10月27日（金）10：00～12：00
2. 場所：霞ヶ関ビル 33F 東海大学校友会館 富士の間
3. 出席者：小澤一雅委員長、大森文彦委員、小林康昭委員、福田昌史委員、
渡邊法美委員、西田壽起常務理事（川合勝委員代理）、絹川治委員、林茂委員、
加藤直宣委員、森下憲樹委員、前川秀和委員、澤木英二委員、松本直也委員、
西川和廣委員
欠席者：宮崎正美委員
4. 議事概要
 - (1) 施工体制を確認する総合評価方式の提案について
 - 英国や独国では応札率の低い業者を排除する仕組みを導入している。どのような論理で排除しているか調査しておく必要があるのではないか。
 - 会計法に定められている低入札価格調査制度では適正な履行の確認方法が明確になっておらず、これまでに失格としたことがあるのは入札価格の桁を間違えた企業ぐらいである。低入札価格調査制度において不当に低い価格で入札した企業を排除する方策については別途検討したい。
 - これまでの低入札価格調査では調査時点で下請が決定していないため、それ以上踏み込んだ調査ができないのが実態である。今回の総合評価方式では入札時に施工体制に関する資料を提出してもらうとともに下請にも作業内容や作業員への賃金支払い等を証明してもらい、施工の確実性を立証できなければ点数を与えない。
 - 低入札価格調査制度は応札状況により適正な履行ができないものを排除する仕組みであるが、履行できないとする判断基準を作成するには時間を要する。今回の総合評価方式では発注者として適正な履行に疑念が残る場合には点数を与えないという対応であり、排除するのではない。
 - 現地に入り条件を確認した上で、施工方法や下請に対する単価等を決定するため、入札時に下請の体制を確定することは困難である。したがって、入札時における施工体制の評価は難しいのではないかと。応札率を基準に失格としてもよいのではないかと。
 - 県外の企業が参入してくることで低入札が増加している。明確な失格基準を設定してほしい。
 - 本来の総合評価方式にはダンピング対策の思想がないことを理解した上で検討を進めてほしい。総合評価方式の中にダンピング対策を組み込むことは例外であるという認識を忘れないでほしい。
 - 委員会のガイドラインの見直しに、この施工体制を確認する総合評価方式を取り込むか

どうかは別途考えることにしたい。

(2) 落札率と工事品質等との関係について

- 分析対象工事には総合評価方式を適用している工事は入っているのか。価格競争と総合評価方式とでは性格が異なるため、分析の母集団としては分けて考えるべきではないか。
- 分析対象に総合評価方式はほとんど入っていないが、工事コスト調査は落札価格と実際に要した費用の乖離に着目するので、総合評価方式も価格競争も性格は同じものと考えている。
- 落札率が非常に低い範囲において下請が赤字である工事の割合が減少している傾向をどのようにとらえるか。
- 落札率が非常に低い工事は比較的規模の小さな工事である。

(3) 施工体制を確認する総合評価方式の制度設計案について

- 適正な履行の確保のためにも、極端な低価格で入札した者への対応を考えてほしい。現実には65%未満の入札が多く起きている。
- 案-1 では応札率100%で満点の者と応札率65%で加算点0点の者がほとんど同じ評価値となっている。適用する工事に高い技術力を求めるのか、一定以上の技術力だけを求めるのかにより、どの案を適用すべきかが変わってくるのではないか。
- 応札率65%のラインの合理性が立証できるのであれば標準点を0点としてもよいが、データとしての確たる立証がなければ0点とするのは難しいのではないか。
- 調査基準価格以下の場合にはすべての加算点を与えないとすることも考えられるのではないか。
- 国土交通省としてコスト縮減に取り組んでいることもあり、企業側も技術開発によるVE提案によりコストの縮減に取り組んでいる。VE提案により入札価格を削減している場合と、不当な低価格による入札は分けるべき。またその方法を考えてほしい。
- VE提案でコスト縮減を行った企業については、VE提案に対するプラス評価を行ってはどうか。
- VE提案はアイデア、施工体制は確実性を評価しているように見えるが、アイデアと確実性の比重を適切に設定し、連動させずに別々に評価してもよいのではないか。アイデアを買いとり、提案を履行できそうな業者にやらせる方法もあり得る。
- 方法としてすべて普遍化してしまうのは良くない。アイデアに比重を置くか、確実性に比重を置くかは現場に応じて弾力的に運用するようにした方がよいのではないか。
- 総合評価方式の目的には、施工の確実性、下請へのしわ寄せの排除、技術提案、更に国際標準への対応等が挙げられると思うが、目的に応じて個々の工事や工事種別、総合評価のタイプ等により評価方法を決めればよいのではないか。

(4) 施工体制確認の基準の考え方について

- A 価格が調査基準価格と連動して下がると低価格入札を促進してしまう恐れがある。
- 調査基準価格を上回っても良い品質のものを確保できないとなると、調査基準価格についても考え直さないといけない。
- 予定価格は細かい費用の積み上げで設定されているので、調査基準価格の設定についてはもう少し細かい費目で見直すべきではないか。例えば、直接工事費の労務費や材料費等には削減してはならない費用があることを前提に考えていく必要がある。

(5) 評価値の算出方法について

- 応札率の低下に対し、評価値が上昇する勾配を緩くすることができないか。
- 国土交通省でも試行として加算方式を導入してはどうか。自治体では加算方式を用いているケースが多い。加算方式を導入しないのであれば加算点を増大させるしか対処方法がない。
- 除算方式はバリュー・フォー・マネーの考え方であり、価値を最大化する方法としては有効であるが、ダンピングが横行している中ではどうしても限界がある。海外では加算方式が多かったと記憶しているが、海外の事例を調査してみてもどうか。
- 除算方式でも加算点をもっと大きくできないのか。P F I の事業者選定の場合は加算点の配点は高くなっている。
- 従来の加算点 3 0 点に対し施工体制の評価 3 0 点を加えた計 6 0 点と配点を高くしている。バランスとしては応札率 6 5 % の企業に対し、応札率 1 0 0 % の企業が逆転できるように設定している。加算方式については勉強したい。
- 前回は提案したように除算方式の中で分母を関数とし、低い応札率では価格の効き目が薄れるような仕組みにできないか。

(6) 今後の予定について

- 年内または年明けを目途に委員会を開催し、ガイドライン見直しの方向性等、本日議論できなかった内容について議論を行いたい。

以上